

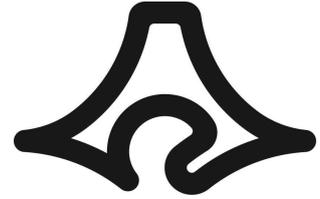
提供日 2024/12/20

タイトル 【取扱期間の延長】新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業への資金繰り支援の延長

担当 経済産業部 商工業局商工金融課

連絡先 商工金融班

TEL 054-221-2525



（要旨）

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の資金繰り支援のため、国の保証制度に対応した県制度融資を創設し、資金繰り支援を継続している。

今回、国は、「経営改善サポート保証（感染症対応型）」を令和7年3月31日まで再延長することを決定した。

このため、国の延長期間に合わせて、対応する県制度融資である「再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」を令和7年3月31日まで再延長する。

<制度概要>

資金名	12月31日→（翌年）3月31日まで延長 再生企業支援貸付 （新型コロナウイルス感染症対応枠）
要件	認定支援機関の支援を受けて作成した事業再生計画の実行に取り組む中小企業者
資金使途	運転、設備、借換
融資限度額	8,000万円
融資期間	15年以内（据置5年以内）
保証料率	0.20%
融資利率	1.50%または1.60%
利子補給率	0.47%
取扱期間	～ 令和6年12月31日 → 延長 令和7年3月31日

<利用状況（R6.10月時点）>

制度を創設した令和3年4月から令和6年10月までで、179件 4,622,291千円

<国の保証制度の動き>

国の「経営改善サポート保証（感染症対応型）」の創設に合わせ、令和3年度に「再生企業支援貸付（コロナ枠）」を創設。国の保証制度の延長にあわせて取扱期間を延長している。

